

# 運用開始後：電子申請を原則としている 地方公共団体の事例紹介

---

兵庫県明石市福祉局

高齢者総合支援室 納付係

岡村勲様

# 明石市のご紹介



明石市は兵庫県南部に位置し、瀬戸内海に面した海岸線に広がるまちで、気候は温暖で、自然環境にも恵まれた風光明媚な地です。観光資源としては、築城400年の明石城や、新鮮なタイやタコをはじめとする海産物が味わえる活気ある漁港、大蔵海岸公園などの海辺のレジャースポットが人気です。明石市は「SDGs未来安心都市・明石」を目標に掲げ、さまざまな立場の人と対話を通して新たな価値を共に創る「共創」によるまちづくりを進めています。特に「子どもを核としたまちづくり」に力を入れ、子どもたちが安全で健やかに成長できる教育・福祉環境の充実に注力しています。地域全体で子育てを支える体制づくりと、防災・環境対策も積極的に展開しています。市民参加を重視した双方向のまちづくりで、誰もが暮らしやすい持続可能な地域社会を目指しています。

- 人口:307,487人(令和2年国勢調査人口による推計,令和8年1月1日現在)
- 高齢者人口/高齢化率:80,372人/約26.1%(住基ベース、令和8年1月1日現在)
- 要介護認定者数/認定率: 17,588人/21.9%(令和7年12月末)
- 所管する事業所数:845事業所(総合事業含む,令和8年1月1日現在)
- 年間の届出受理件数:約1,300件

# 1. 電子申請原則化に向けての取組み状況について

---

- 1)電子申請原則化までの変遷
- 2)現在の電子申請原則化の状況

## 1. 原則電子化に向けての取組み状況について

### 1)原則電子化までの変遷

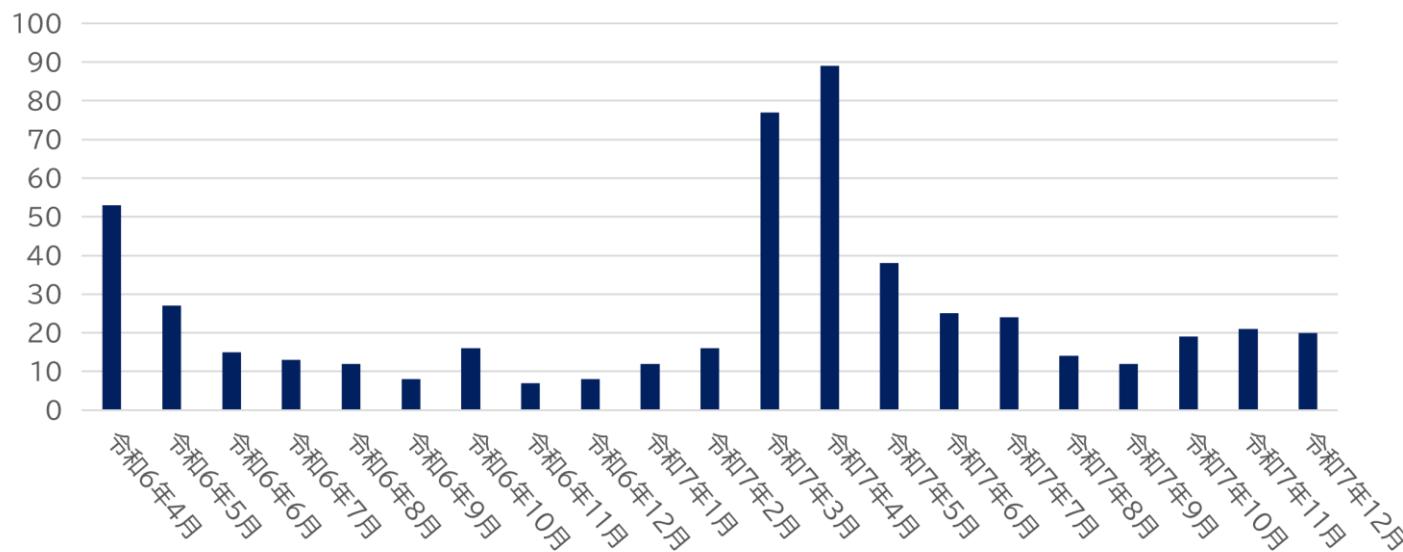
令和5年 6月	事前準備開始	<ul style="list-style-type: none"><li>利用準備セミナーや伴走支援相談会(令和5年6月、7月、8月)に参加。</li><li>事業所台帳管理システム及び電子申請届出システムのマニュアルを確認。</li><li>利用開始に向けたヘルプデスクとの調整やデモ環境での動作をチェック。</li></ul>
令和5年 12月	周知開始	<ul style="list-style-type: none"><li>市HP上で電子申請開始のお知らせを掲載し、システムを用いるメリット、準備に向けたデモ環境の利用案内、システム利用に向けた事前の準備事項を周知。</li><li>システムのアカウント発行と同時に本番環境での動作を確認。</li></ul>
令和6年 1~3月	利用開始準備	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年2月より、事業所に向けた集団指導の場で電子申請の開始を案内。</li><li>申請届出を窓口に持参する事業所向けに、お知らせのチラシを配布。</li><li>申請届出の添付書類の見直しを行い、申請様式を国様式に変更。</li></ul>
令和6年 3月	電子申請の原則化 &システム利用開始	<ul style="list-style-type: none"><li>国全体でのシステム利用の原則化の方針や申請様式の統一化を踏まえつつ、全庁的な電子化推進の方針、システム導入の負担や業務効率を考慮し、令和6年の報酬改定前に開始するのが賢明と判断したため、電子申請を原則化し、早期のシステム利用を開始。</li><li>利用開始時には、管内の全事業所宛にメールで電子原則化を周知。</li><li>従来通り紙や電子データ(メール添付)の申請届出も受理しつつ、その都度電子申請の利用を案内。</li></ul>

## 1. 原則電子化に向けての取組み状況について

## 2) 現在の原則電子化の状況

- 受付開始以降(令和6年3月～)の、電子申請届出システムにおける受付件数の推移は以下の通り。
- 電子以外での提出件数は令和6年度が約1,300件(電子:264件)、令和7年度(12月末時点)が約980件(電子:262件)ほど。
- 電子以外での主な提出理由:
  - 事業所側のPCやインターネット回線、**GビズIDの取得と管理**といった事前準備が整っていない。
  - 持参やメール等の**慣れた方法の方が負担が少ない**。
  - 情報提供や研修が不十分で、**事業所の担当者がシステムの使い方を十分に把握しきれていない**。

電子申請の受付件数推移(明石市)



## 2. 電子申請届出システムの利用のための工夫と効果

---

- 1) 電子申請での届出率向上に向けた取り組み
- 2) 電子申請届出システムの利活用における効果

## 2. 電子申請届出システムの利用のための工夫と効果

### 1) 電子申請での届出率向上に向けた取り組み

- 利用・原則化開始当初はシステムの利用率が低調であったため、**システム利用準備からログイン、実際の提出に向けた記入方法の解説動画**を作成し、HPに掲載して周知を行った。
- システム利用の手順を分割して紹介することで、事業所への説明対応に役立った。
- システムの利用準備をしていた近隣自治体の担当者からも、解説動画について問い合わせを受けるなど、先行事例として参照いただいた。

#### 電子申請届出システムを動画で紹介！

事業者の皆さまが、電子申請届出システムを利用しやすくなるように、システム導入の準備や申請方法などを動画で紹介しています。NEW！

システム・GビズIDの紹介	<a href="#">動画（外部サイトへリンク）</a> <a href="#">PDF 資料 (PDF : 474KB)</a>
ログイン方法	<a href="#">動画（外部サイトへリンク）</a> <a href="#">PDF 資料 (PDF : 798KB)</a>
変更届の提出方法	<a href="#">動画（外部サイトへリンク）</a> <a href="#">PDF 資料 (PDF : 2,792KB)</a>
加算に関する届出の提出方法	<a href="#">動画（外部サイトへリンク）</a> <a href="#">PDF 資料 (PDF : 1,451KB)</a>
更新申請の提出方法	<a href="#">動画（外部サイトへリンク）</a> <a href="#">PDF 資料 (PDF : 2,004KB)</a>
届出状況の確認方法	<a href="#">動画（外部サイトへリンク）</a> <a href="#">PDF 資料 (PDF : 1,363KB)</a>

## 2) 電子申請届出システムの利活用における効果

---

### ● 利活用における効果

#### ● (1) 書類負担の軽減

- システム利用を原則化することで、事業所・自治体双方の業務コストの低減・電子化の促進が進み、ペーパーレス化が進んだ。

#### ● (2) 審査事務の効率化

- 受付・差戻し事務がシステム内で完結することによって、提出・差戻作業が事業所・自治体の双方にとって効率化された。

- システムによって、申請事由等の変更箇所の差分が自治体及び事業者の双方にとって分かりやすくなつたことで、差戻し後の修正内容の審査が効率化された。

### 3. 電子申請の原則化における課題と解決策

---

電子申請の原則化における課題と解決策

## 電子申請届出システムの原則化における課題と解決策

---

### ●課題

- 電子データのメール添付による提出を行う事業所において、提出用と別に、**自治体の受領印つきの書類を証憑として保管する事業所**が一定数みられている。
- 結果として紙媒体によるやり取りが残るため、**完全なペーパレス化に至らない要因**の一つとなっている。

### ●解決策

- 電子申請届出システムへの移行を促しつつ、**システム上の結果登録(受付中／受付済み)機能**を活用し、**これを受領印に代わる証憑とする**よう、事業所側に十分に働きかける。